

ニュースポーツ用具貸出要項

1 目的

この要項は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会茨城わくわくセンター（以下「茨城わくわくセンター」という。）が所有するニュースポーツ用具の有効活用を図り、ニュースポーツを通して高齢者の健康づくり、仲間づくりを促進することを目的に実施するニュースポーツ用具の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

2 事業主体

この事業は、茨城わくわくセンターが実施し、貸出しについては「3 貸出機関」に掲げる市社会福祉協議会の協力を得るものとする。

3 貸出機関

- ①【県央】茨城県社会福祉協議会（茨城わくわくセンター）
水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
- ②【県北】日立市社会福祉協議会
日立市会瀬町4-9-13 福祉プラザ内
- ③【鹿行】行方市社会福祉協議会
行方市玉造甲478-1 地域包括支援センター内
- ④【県南】土浦市社会福祉協議会
土浦市大和町9-2 土浦市総合福祉会館内
- ⑤【県西】下妻市福祉センター砂沼荘（市社会福祉協議会支所）
下妻市下木戸493-6
- ⑥【県西】坂東市社会福祉協議会（支所）
坂東市山2721 猿島福祉センター「ほほえみ」内

4 貸出対象

原則として高齢者の団体・グループ・サークルとし、個人の利用は認めないものとする。
なお、世代間交流等で高齢者以外の団体等が、高齢者が参加する行事を行う場合は対象とする。

5 貸出期間

使用日を含む5日以内とする。
但し、貸出機関が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

6 貸出用具の種類等

貸出しするニュースポーツ用具は（別表1）のとおりとする。

7 貸出方法等

ニュースポーツ用具を借りようとする者は、あらかじめ貸出し機関と貸出日を調整のうえ、備品借用申請書 別紙（様式1）を提出し、貸出機関の許可を受けるものとする。
借用者が用具を返却する場合は、貸出機関の確認を受けることとする。

8 貸出実績の報告

各貸出機関は、別紙（様式2）「備品貸出実績報告書」により年度末に茨城わくわくセンターへ実績報告を行うものとする。

付則

- 1 この要項は、平成19年 3月19日から実施する。
- 2 この要項は、平成20年 7月15日から実施する。
- 3 この要項は、平成26年 5月29日から実施する。
- 4 この要項は、令和 元年12月26日から実施する。